

三島職二役事 二合月五

主ノ 役ノ 員ノ 任ノ 氏名 生年 月職 業果 庶

芝公園チ十二号地
 會長 藤 京推 郭
 文久元年七月生
 明治十五年東京女子志社入り所
 蘇教務者トシテ後渡米ハンコクニ
 フーヨクルオレン大学ニ學ビ哲學
 博士ノ称号ヲ得後英國工ケンハラ大
 學院入り明治三十四年改朝熊野
 英學校及女學校校長其他中學校
 等ヲ應任シ明治四十五年東京
 裁送今日ニ至ル
 芝公園チ十二号地
 山口作 七助
 明治二十年六月生
 明治四十年三月明治學院中學校
 卒業四十二年三月金沢高等學校
 卒業大正四年七月東京帝大法科
 卒業五年全月藏東惟新女學校
 リ教員トシテ卒業今日ニ至ル
 京橋区長岸島濱町 九屋 藏
 理年長 木田 和用 藏
 明治六年九月生
 本人ハ幼少ノ頃ヨリ墨田區、并子ト
 ナリ居ル主ニテ小作地ニ居住シ現

立憲労働部東京置職工全盟會規約

- 第一條 本會は東京且置職工全盟會と稱シ立憲労働部東京置職工全盟會に属ス
- 第二條 本會は東京且置職工全盟會と稱シ立憲労働部東京置職工全盟會に属ス
- 第三條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第四條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第五條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第六條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第七條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第八條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第九條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル
- 第十條 本會は全盟會協同一致して職界上の利害を矯正し各自の利益を謀ル